

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、市が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するため必要な事項を定めるものとする。

(平12条例62・平14条例49・一部改正)

### 第2条 削除

(昭41条例38)

### (用語の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の設置及び使用)

第4条 給水装置は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の承認を得なければ設置することはできない。

2 給水装置は、設置の目的以外に使用することはできない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(平12条例62・旧第5条繰上、平14条例49・平15条例49・一部改正)

(給水装置の所有権取得等の届出)

第5条 給水装置の所有権を取得した者は、管理者に届け出なければならない。給水装置の所有権に異動を生じた場合その他届け出た事項に変更を生じた場合においても、同様とする。

(平12条例62・旧第6条繰上)

(給水装置所有者の代理人、代表者の選定等)

第6条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が市内に居住しない場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、所有者はこの条例に定める一切の事項を処理させるため、市内において独立の生計を営む者のうちから代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

2 所有者は、給水装置を共有するときは、給水装置の管理に関する事務を処理させるため、共有する者のうちから代表者を定め、管理者に届け出なければならない。

3 所有者は、代理人又は代表者を変更した場合その他届け出た事項に変更を生じた場合は直ちに管理者に変更の届出をしなければならない。

4 管理者は、代理人又は代表者が適当でないとき、変更させることができる。

(平11条例75・一部改正、平12条例62・旧第7条繰上・一部改正)

(総代人)

第7条 給水装置を共用する者は、給水装置の使用に関する必要な事項を処理させるため、共用する者のうちから総代人を定め、管理者に届け出なければならない。総代人を変更した場合その他届け出た事項に変更を生じた場合においても、同様とする。

2 管理者は、総代人が適当でないとき、変更させることができる。

(平12条例62・旧第8条繰上)

## 第2章 給水装置工事及び費用の負担区分

### (工事の申込み)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者が別に定めるものを除き、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 申込者は、前項の工事について利害関係人がある場合は、その者の承諾書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第9条繰上・一部改正、令6条例18・一部改正)

### (工事の施行)

第9条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。

2 申込者は、指定給水装置工事事業者に給水装置工事(修繕を除く。)の設計及び施行をさせるときは、工事着手前に管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事のしゅん工後直ちにその旨を管理者に届け出て、工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項は、管理者が定める。

(平9条例40・全改、平12条例62・旧第10条繰上)

(給水管及び給水用具の指定等)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

(平9条例40・追加、平12条例62・旧第11条繰上・一部改正)

(工事費の負担)

第11条 給水装置工事に要する費用は、申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(平9条例40・旧第11条繰下・一部改正、平12条例62・旧第12条繰上)

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、設計費、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費その他必要な経費の合計額とする。

(平9条例40・旧第12条繰下・一部改正、平12条例62・旧第13条繰上)

(工事費の前納)

第13条 管理者が給水装置工事(修繕を除く。)を施行するときは、申込者は工事着手前に工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 [前項本文](#)の規定により前納された工事費は、給水装置工事のしゅん工後清算する。

(平9条例40・旧第13条繰下・一部改正、平12条例62・旧第14条繰上)

(給水装置の変更)

第14条 配水管の移動その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、給水装置の使用者(以下「使用者」という。)又は所有者(以下総称して「使用者等」という。)の申込みがなくても、管理者が施行する。

2 [前項](#)の場合における工事の費用は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第15条繰上・一部改正)

### 第3章 給水

(給水の原則)

第15条 管理者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認める場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止し、又は制限することができる。この場合には、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、給水を停止し、又は制限しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させなければならない。

2 給水を停止し、又は制限したために損害が生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第16条繰上)

(販売の制限)

第16条 供給を受けた水は、販売することはできない。ただし、管理者の許可を受けた者は、この限りでない。

(平12条例62・旧第17条繰上)

(給水の申込み等)

第17条 給水装置を使用しようとする者は、管理者に給水の申込みをしなければならない。

2 管理者は、使用者が給水装置を使用していないと認めるときは、その使用を取り消すことができる。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第18条繰上・一部改正)

(届出)

第18条 使用者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を休止又は廃止するとき。

(2) 給水装置の用途を変更するとき。

2 使用者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は事務所の所在地)を変更したとき。

(2) 同一世帯内又は法人に係るその名義を変更したとき。

(昭41条例16・平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第19条繰上・一部改正)

(使用水量の計量)

第19条 使用水量は、メーターの検針により計量する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平12条例62・旧第20条繰上・一部改正)

(メーターの設置及び管理)

第20条 メーターは、管理者が適当と認める位置に設置し、使用者等は無償で貸し付ける。

2 使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 使用者等は、[前項](#)の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又は毀損した場合は、管理者が定める金額を賠償しなければならない。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第21条繰上、平31条例18・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、使用者等から給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査の請求があつたときは、速やかに検査を行い、その結果を使用者等に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の検査について特別の費用を要するときは、その実費を負担させることができる。

(平9条例40・平11条例75・一部改正、平12条例62・旧第22条繰上)

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の納付義務)

第22条 料金は、使用者から毎月徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金について連帯して納入の義務を負うものとする。

(平12条例62・旧第23条繰上・一部改正)

(算定の基礎となる期間)

第23条 管理者は、料金算定のためメーターごとに毎月基準日を定めるものとする。

2 料金を算定する基礎となる期間は、前月の基準日の翌日から当月の基準日までの期間とする。

(平12条例62・追加)

(料金)

第24条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(平12条例62・全改、平25条例58・平31条例18・一部改正)

(基本料金)

第25条 基本料金は、メーター1個当たり別表第1のとおりとする。

(平12条例62・全改)

(従量料金)

第26条 従量料金は、2月ごとの基準日に行うメーターの検針により計量した使用水量(以下「2月分の使用水量」という。)に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 検針を行わない月(以下「推定月」という。) その直前の2月分の使用水量の2分の1に相当する水量に応じ別表第2により算定して得た額

(2) 検針を行う月 2月分の使用水量を各月均等に使用したものとみなして、それぞれ別表第2により算定して得た額の合算額からその直前の推定月分の従量料金の額を控除して得た額

2 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、基準日以外の日にメーターを検針し、従量料金を算定することができる。

(平12条例62・追加)

(使用水量の認定)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があるとき。

(2) メーターの検針ができないとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) その他管理者が必要と認めるとき。

(平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第26条繰下・一部改正)

(従量料金の算定の特例)

第28条 基準日以外の日において給水装置の使用を開始した場合は、当該日から直後の基準日までの期間の使用に係る従量料金は、1月分として算定する。

2 基準日以外の日において給水装置の使用を休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合は、直前の基準日の翌日から当該日までの期間の使用に係る従量料金は、1月分として算定する。

(平12条例62・全改)

(料金算定の特例)

第29条 第23条第2項に規定する期間の中途においてメーターの口径又は給水装置の用途に変更を生じた場合の料金は、その月分に限り、変更がなかつたものとみなして算定する。

2 1個のメーターにより2以上の世帯又は事業所の使用水量を計量する場合で、使用者等からの申し出があつたときは、その使用状況等により、各世帯又は事業所ごとに口径20ミリメートル以下のメーターが設置されているものとみなし、かつ、使用水量は各世帯又は事業所が均等に使用したものとみなし、料金を算定することができる。

(平12条例62・追加)

(休止、廃止の届出のない場合の料金)

第30条 給水装置の使用休止の届出又は使用廃止の届出がないときは、給水装置を使用したものとみなして料金を徴収する。

(平12条例62・旧第29条繰下)

(料金の徴収方法)

第31条 毎月分の料金の納期限は、翌月の10日とする。

2 月の中途において給水装置の使用を休止し、又は廃止したときは、届出の際、料金を徴収する。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、[前2項](#)の規定にかかわらず納期限を延長することができる。

4 料金は、口座振替又は納入通知書による納付の方法によつて徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭41条例16・平9条例40・一部改正、平12条例62・旧第30条繰下・一部改正)

(加入金)

第31条の2 管理者は、給水装置の新設工事又は改造工事(メーター口径を増すものに限る。以下同じ。)の申込者から水道利用加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

(昭51条例3・追加)

(加入金の額)

第31条の3 加入金の額は、給水装置の新設工事については、[次の表](#)に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、給水装置の改造工事については、改造後のメーター口径に係る[次の表](#)に定める額から改造前のメーター口径に係る[次の表](#)に定める額を控除した額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーター口径	金額
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	133,000
25ミリメートル	250,000
40ミリメートル	760,000
50ミリメートル	1,160,000
75ミリメートル	2,800,000
100ミリメートル	4,850,000
150ミリメートル	10,500,000
備考	この表に定めのないメーター口径に係る金額は、管理者が別に定める。

(昭51条例3・追加、昭55条例2・昭59条例2・平元条例17・平9条例16・平16条例136・平25条例58・平31条例18・一部改正)

(加入金の徴収及び還付)

第31条の4 加入金は、給水装置の新設工事又は改造工事の申込みの際徴収する。

2 既納の加入金は、還付しない。ただし、[前項](#)の工事の申込みを取り消した場合その他管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(昭51条例3・追加)

(手数料)

第32条 管理者は、次に掲げる手数料を申請の際に徴収する。

(1) 給水装置工事業業者指定申請手数料 1件につき 10,500円

(2) 指定給水装置工事業業者更新申請手数料 1件につき 6,200円

2 管理者は、[次の表](#)に定める給水装置の工事検査手数料を申込みの際に徴収する。

区分	金額(1件につき)
(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径20ミリメートル以下 円 3,500
	メーター口径25ミリメートル以上50ミリメートル以下 5,000
	メーター口径75ミリメートル以上 6,500
(2) 前号に掲げる工事以外の工事	2,400
備考	1 複数のメーターが設置されている場合の新設工事又は改造工事に係る金額は、当該メーターのうち最も大きい口径の区分による額とする。 2 工事に係るメーターの個数が、1個を超え1個を増すごとに200円を加算する。

(令元条例56・全改)

(料金等の減免)

第33条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金又は手数料を減免することができる。

第5章 貯水槽水道

(平14条例49・追加)



(管理者の責務)

第34条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例49・追加)

(設置者の責務)

第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、その貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例49・追加)

## 第6章 管理

(平14条例49・旧第5章繰下)

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に対し必要な処置をさせることができる。

2 使用者等が前項の処置をしないときは、管理者がこれを行うことができる。

3 前項の処置に要した費用は、使用者等の負担とする。

(平9条例40・一部改正、平14条例49・旧第34条繰下)

(給水装置の管理義務)

第37条 使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出て修繕その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等の責任とする。

(平9条例40・追加、平14条例49・旧第35条繰下)

(給水装置の取りはずし)

第38条 管理者は、使用廃止の状態にあると認められる給水装置について、水道の管理上必要があるときは、給水装置を配水管から取りはずすことができる。

(平9条例40・旧第35条繰下、平14条例49・旧第36条繰下)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間使用者等に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平9条例40・追加、平12条例62・一部改正、平14条例49・旧第37条繰下・一部改正、令元条例72・令6条例18・一部改正)

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第4条第2項の承認を得ないで給水装置を設置の目的以外に使用したとき。

(2) 第8条第1項の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は第17条第1項の給水の申込みをしないで給水装置を使用したとき。

(3) 給水装置に異状がある場合に、第37条第1項の修繕その他必要な措置を講じないとき。

(4) 第16条の許可を受けずに供給を受けた水を販売したとき。

(5) 給水装置を給水の申込みの用途以外に使用したとき。

(6) 料金又は給水装置工事の工事費を指定期限までに納入しないとき。

(7) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

(8) 管理者の許可を受けずに給水装置に器具又は施設を連結して使用したとき。

(9) 虚偽の届出をしたとき。

(10) 職員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。

(平9条例40・旧第36条繰下・一部改正、平11条例75・平12条例62・一部改正、平14条例49・旧第38条繰下・一部改正)

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。

- (1) [第8条第1項](#)の承認を受けないで給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて、[第20条第1項](#)のメーターの設置、[第19条](#)のメーターの検針、[第36条](#)の検査又は[前条](#)の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) [第37条第1項](#)の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(平9条例40・追加、平11条例75・平12条例62・一部改正、平14条例49・旧第39条繰下・一部改正)

第42条 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

(平9条例40・旧第37条繰下・一部改正、平11条例75・一部改正、平14条例49・旧第40条繰下)

#### 第7章 補則

(平14条例49・旧第6章繰下)

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

(平9条例40・旧第38条繰下、平14条例49・旧第41条繰下)

#### 附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和33年7月1日から施行する。  
(長崎市上水道使用料納付取扱費交付条例の廃止)
- 2 長崎市上水道使用料納付取扱費交付条例(昭和17年長崎市条例第2号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に改正前の長崎市上水道使用条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によつてなされた許可、検査、承認その他の処分は、この条例の相当規定によつてなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に改正前の条例の規定によつてなされた許可、検査又は承認の申請は、この条例の相当規定によつてなされたものとみなす。  
(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)
- 6 平成17年1月4日(以下「6町の編入日」という。)前に香焼町水道事業給水条例(平成10年香焼町条例第10号。以下「香焼町条例」という。)、伊王島町給水条例(平成10年伊王島町条例第9号。以下「伊王島町条例」という。)、高島町簡易水道事業給水条例(平成10年高島町条例第7号。以下「高島町条例」という。)、野母崎町上水道事業給水条例(昭和33年野母崎町条例第16号。以下「野母崎町条例」という。)、外海町簡易水道事業給水条例(平成2年外海町条例第2号。以下「外海町条例」という。))又は三和町水道事業給水条例(平成9年三和町条例第16号。以下「三和町条例」という。)(以下「各町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)
- 7 6町の編入日前に各町条例の規定により旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の長が施行した給水装置工事の工事費については、各町条例の例による。  
(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)
- 8 旧香焼町の区域における平成17年1月分から平成22年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第1」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第2」とする。  
(平16条例136・追加)
- 9 旧伊王島町の区域における平成17年1月分から平成22年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第3」とする。  
(平16条例136・追加)
- 10 旧高島町の区域における平成17年1月分から平成22年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第4」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第5」とする。  
(平16条例136・追加)
- 11 旧野母崎町の区域における平成17年1月分から平成22年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第6(野母崎町条例第24条第2号の表の適用を受けていた区域にあつては、附則別表第7)」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第8(野母崎町条例第24条第2号の表の適用を受けていた区域にあつては、附則別表第9)」とする。  
(平16条例136・追加)
- 12 旧外海町の区域における平成17年1月分から平成26年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第10」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第11」とする。  
(平16条例136・追加)
- 13 当分の間、[第24条](#)から[第26条](#)まで及び[前項](#)の規定にかかわらず、旧外海町の池島炭鉱専用水道の給水区域において[第20条第1項](#)に規定するメーターを設置していない場合の料金は、1月につき885円とする。ただし、平成17

年1月分から平成26年3月分までの料金については、次に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成17年1月分から平成20年3月分まで 1月につき430円
- (2) 平成20年4月分から平成23年3月分まで 1月につき567円
- (3) 平成23年4月分から平成26年3月分まで 1月につき703円  
(平16条例136・追加、平25条例58・平31条例18・一部改正)

14 旧三和町の区域における平成17年1月分から平成22年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第12」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第13」とする。

(平16条例136・追加)

15 旧香焼町の区域における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と香焼町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

16 旧伊王島町の区域における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と伊王島町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

17 旧高島町の区域における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と高島町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

18 旧野母崎町の区域における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と野母崎町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

19 旧外海町の区域([附則第13項](#)の規定の適用を受ける区域を除く。)における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と外海町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

20 旧三和町の区域における6町の編入日前の直近の基準日の翌日から6町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成17年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と三和町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

21 6町の編入日前に香焼町条例、伊王島町条例、高島町条例、野母崎町条例又は外海町条例の規定により前納された概算料金の精算については、これらの条例の例による。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

22 6町の編入日前に各町条例の規定により申込みがなされた給水装置の工事に係る手数料については、各町条例の例による。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

23 6町の編入日前にした各町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、各町条例の例による。

(平16条例136・追加、平17条例117・一部改正)

(琴海町の編入に伴う経過措置及び特例)

24 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に琴海町水道給水条例(平成10年琴海町条例第1号。以下「琴海町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例117・追加)

25 琴海町の編入前に琴海町条例の規定により旧琴海町の長が施行した給水装置工事の工事費については、琴海町条例の例による。

(平17条例117・追加)

26 旧琴海町の区域における平成18年1月分から平成23年3月分までの料金の算定については、[第25条](#)中「別表第1」とあるのは、「附則別表第14」とし、[第26条第1項](#)中「別表第2」とあるのは、「附則別表第15」とする。

(平17条例117・追加)

27 旧琴海町の区域における琴海町の編入日前の直近の基準日の翌日から琴海町の編入日以後の直近の基準日までの期間に係る料金については、この条例の規定に基づく平成18年1月分の料金として徴収するものとし、その額は、この条例の規定に基づき算出した額と琴海町条例の規定に基づき算出した額のいずれか低い額とする。

(平17条例117・追加)

- 28 琴海町の編入日前に琴海町条例の規定により前納された概算料金の精算については、琴海町条例の例による。  
(平17条例117・追加)
- 29 琴海町の編入日前に琴海町条例の規定により申込みがなされた給水装置の工事に係る手数料については、琴海町条例の例による。  
(平17条例117・追加)
- 30 琴海町の編入日前にした琴海町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、琴海町条例の例による。  
(平17条例117・追加)
- 附則別表第1(附則第8項関係)  
(平16条例136・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
20ミリメートル以下	400円	円 560	円 670
25ミリメートル		600	800
40ミリメートル		1,100	1,800
50ミリメートル		1,770	3,140
75ミリメートル		3,440	6,470
100ミリメートル		5,600	10,800
150ミリメートル		11,270	22,140
200ミリメートル以上		15,270	30,140

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第2(附則第8項関係)  
(平16条例136・追加)

用途	単位	金額		
		平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 90	円 80	円 75
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	150	190	230
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	210	260	305
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	310	350	390
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425

備考

- 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第3(附則第9項関係)  
(平16条例136・追加)



メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
20ミリメートル以下	805円	円 805	円 805
25ミリメートル		870	940
40ミリメートル		1,370	1,940
50ミリメートル		2,040	3,270
75ミリメートル		3,710	6,600
100ミリメートル		5,870	10,940
150ミリメートル		11,540	22,270
200ミリメートル以上		15,540	30,270

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第4(附則第10項関係)  
(平16条例136・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
20ミリメートル以下	円 390	円 560	円 680
25ミリメートル	460	640	820
40ミリメートル	570	1,210	1,860
50ミリメートル	850	2,070	3,290
75ミリメートル		3,730	6,620
100ミリメートル		5,900	10,950
150ミリメートル		11,570	22,290
200ミリメートル以上		15,570	30,290

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第5(附則第10項関係)  
(平16条例136・追加)

用途	単位	金額		
		平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 90	円 80	円 75
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	191	220	245
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき		245	300
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき		270	350
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70

船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425

備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第6(附則第11項関係)

(平16条例136・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
20ミリメートル以下	円 805	円 805	円 805
25ミリメートル	880	920	960
40ミリメートル	980	1,490	2,000
50ミリメートル	1,550	2,530	3,520
75ミリメートル		4,200	6,850
100ミリメートル		6,370	11,190
150ミリメートル		12,030	22,520
200ミリメートル以上		16,030	30,520

備考

- 1 この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- 2 この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- 3 [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第7(附則第11項関係)

(平16条例136・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
20ミリメートル以下	1,140円	円 1,030	円 920
25ミリメートル		1,090	1,040
40ミリメートル		1,590	2,040
50ミリメートル		2,260	3,380
75ミリメートル		3,920	6,700
100ミリメートル		6,090	11,040
150ミリメートル		11,760	22,380
200ミリメートル以上		15,760	30,380

備考

- 1 この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- 2 この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- 3 [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第8(附則第11項関係)

(平16条例136・追加)

用途	単位	金額		
		平成17年1月分から平成20年3月分	平成20年4月分から平成21年3月分	平成21年4月分から平成22年3月分

		まで	まで	まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 70	円 70	円 70
	使用水量が10立方メートルを超え50立 方メートルまでの部分 1立方メー トルにつき	200	230	250
	使用水量が50立方メートルを超え100 立方メートルまでの部分 1立方メー トルにつき		250	300
	使用水量が100立方メートルを超える 部分 1立方メートルにつき		275	350
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425

備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第9(附則第11項関係)  
(平16条例136・追加)

用途	単位	金額		
		平成17年1月分 から平成20年3月分 まで	平成20年4月分 から平成21年3月分 まで	平成21年4月分 から平成22年3月分 まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 0	円 25	円 50
	使用水量が10立方メートルを超え50立 方メートルまでの部分 1立方メー トルにつき		90	180
	使用水量が50立方メートルを超え100 立方メートルまでの部分 1立方メー トルにつき		120	240
	使用水量が100立方メートルを超える 部分 1立方メートルにつき		140	280
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425

備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第10(附則第12項関係)  
(平16条例136・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成17年1月分 から平成20年 3月分まで	平成20年4月分 から平成23年 3月分まで	平成23年4月分 から平成26 年3月分まで
20ミリメートル以下	715円	円 750	円 770
25ミリメートル		810	910
40ミリメートル		1,310	1,910
50ミリメートル		1,980	3,240

75ミリメートル		3,650	6,580
100ミリメートル		5,810	10,910
150ミリメートル		11,480	22,240
200ミリメートル以上		15,480	30,240

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第11(附則第12項関係)

(平16条例136・追加、平22条例17・一部改正)

用途	単位	金額			
		平成17年1月分 から平成20年3月分 まで	平成20年4月分 から平成22年8月分 まで	平成22年9月分 から平成23年3月分 まで	平成23年4月分 から平成26年3月分 まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 0	円 25	円 25	円 50
	使用水量が10立方メートルを超え50立方 メートルまでの部分 1立方メートルに つき	86	150	140	200
			180	160	245
			205	176	286
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	170	170
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	396	396

備考

- 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第12(附則第14項関係)

(平16条例136・追加)

メーターの口径	470円	金額(1月につき)		
		平成17年1月分 から平成20年3月分 まで	平成20年4月分 から平成21年3月分 まで	平成21年4月分 から平成22年3月分 まで
20ミリメートル以下			円 580	円 690
25ミリメートル			650	830
40ミリメートル			1,150	1,830
50ミリメートル			1,820	3,160
75ミリメートル			3,480	6,490
100ミリメートル			5,650	10,830
150ミリメートル			11,320	22,160
200ミリメートル以上			15,320	30,160

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。



- 3 [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第13(附則第14項関係)

(平16条例136・追加)

用途	単位	金額		
		平成17年1月分から平成20年3月分まで	平成20年4月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 70	円 70	円 70
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	120	170	220
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	150	220	285
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき		245	335
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425

備考

- 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附則別表第14(附則第26項関係)

(平17条例117・追加)

メーターの口径	金額(1月につき)		
	平成18年1月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで	平成22年4月分から平成23年3月分まで
20ミリメートル以下	円 580	円 650	円 730
25ミリメートル	1,000	1,000	1,000
40ミリメートル	1,400	1,750	2,100
50ミリメートル		2,400	3,400
75ミリメートル		4,100	6,800
100ミリメートル		6,200	11,000
150ミリメートル		11,900	22,400
200ミリメートル以上		15,900	30,400

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

附則別表第15(附則第26項関係)

(平17条例117・追加、平22条例17・一部改正)

用途	単位	金額			
		平成18年1月分から平成21年3月分まで	平成21年4月分から平成22年3月分まで	平成22年4月分から平成22年8月分まで	平成22年9月分から平成23年3月分まで

一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 70	円 70	円 70	円 70
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	160	200	240	230
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	235	275	310	290
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	280	330	380	351
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70	70	70	70
船舶用	1立方メートルにつき	175	175	175	170
臨時用	1立方メートルにつき	425	425	425	396

備考

- 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

附 則(昭和33年10月1日条例第34号)

この条例は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則(昭和34年10月5日条例第33号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、昭和34年11月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正前の長崎市水道事業給水条例の規定に基いて徴収し、又は徴収すべきであつた水道料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和35年7月6日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年12月26日条例第65号)抄

(施行期日)

- この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和37年7月31日条例第21号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和37年8月分の料金から適用する。

(茂木町及び式見村の長崎市編入に伴う長崎市水道事業給水条例の特例に関する条例の廃止)

- 茂木町及び式見村の長崎市編入に伴う長崎市水道事業給水条例の特例に関する条例(昭和36年長崎市条例第46号)は、廃止する。

(経過措置)

- この条例による改正前の長崎市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた水道料金並びに茂木町及び式見村の長崎市編入に伴う長崎市水道事業給水条例の特例に関する条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた水道料金若しくは給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件については、なお従前の例による。

附 則(昭和39年3月30日条例第7号)抄

(施行期日)

- この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年10月1日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年9月27日条例第31号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月分の料金から適用する。

(経過措置)

- この条例による改正前の長崎市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和41年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行し、昭和41年4月分の料金から適用する。

附 則(昭和41年12月28日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和44年2月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月分の料金から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の長崎市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年9月16日条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の長崎市水道事業給水条例の規定は、昭和50年10月分の料金で、この条例の施行の日以後に使用した水量に係るものから適用する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の長崎市水道事業給水条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた料金については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 昭和50年10月分の料金でその算定の基礎となる水量の使用期間が、この条例施行の日前にまたがるものの計算方法については、管理者が別に定める。

附 則(昭和51年3月15日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第4章の章名の改正規定及び第31条の次に3条を加える改正規定は、昭和51年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎市水道事業給水条例第32条の規定は、昭和51年4月1日以後の工事申込みに係る手数料から適用し、同日前の工事申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年12月25日条例第46号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の長崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和52年4月1日以降のメーターの検針及び料金の算定について適用する。

(経過措置)

- 3 昭和52年4月分及び5月分の料金の算定については、改正後の条例第25条第1項の規定にかかわらず、当該月が推定月の場合は前月の使用水量によるものとし、昭和52年4月が検針を行う月の場合はその使用水量によるものとする。

附 則(昭和55年2月9日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用した水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第31条の3の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金から適用し、同日前の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 昭和55年4月分の料金でその算定の基礎となる水量の使用期間が、施行日前にまたがるものの計算方法については、管理者が別に定める。

附 則(昭和59年2月17日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用した水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第31条の3の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金から適用し、同日前の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前

の例による。

(委任)

- 4 昭和59年4月分の料金でその算定の基礎となる水量の使用期間が、施行日前にまたがるものの計算方法については、管理者が別に定める。

附 則(平成元年2月6日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用した水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量に係る料金については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 平成元年4月分の料金でその算定の基礎となる水量の使用期間が、施行日前にまたがるものの計算方法については、管理者が別に定める。

附 則(平成元年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の規定は、平成元年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第31条の3の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(平成4年12月25日条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用した水量に係る料金から適用し、同日前に使用した水量に係る料金については、なお従前の例による。

(委任)

- 3 平成5年4月分の料金でその算定の基礎となる水量の使用期間が、施行日前にまたがるものの計算方法については、管理者が別に定める。

附 則(平成9年3月28日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の規定は、平成9年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第31条の3の規定は、この条例の施行の日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(平成9年12月22日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の長崎市水道事業給水条例の規定によつてなされた許可等の処分又は申請その他の行為は、改正後の長崎市水道事業給水条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則(平成11年12月22日条例第75号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月25日条例第62号)

(施行期日)



- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定(「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める部分に限る。)及び第37条第2項の改正規定は、同年1月6日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第24条から第26条まで、第28条及び第29条の規定は、平成13年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の長崎市水道事業給水条例第31条の規定により料金の前納をしている者については、なお従前の例による。  
(委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。  
附 則(平成14年12月26日条例第49号)  
この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第37条の改正規定中「第4条」を「第5条」に改める部分は、公布の日から施行する。  
附 則(平成15年12月26日条例第49号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則(平成16年9月30日条例第136号)  
この条例は、平成17年1月4日から施行する。  
附 則(平成17年10月7日条例第117号)  
この条例は、平成18年1月4日から施行する。  
附 則(平成18年3月31日条例第15号)  
この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則(平成22年6月29日条例第17号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例の規定は、平成22年9月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。  
附 則(平成25年12月25日条例第58号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(長崎市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市水道事業給水条例第24条及び附則第13項の規定は、平成26年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の長崎市水道事業給水条例第31条の3の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行つた者に係る加入金から適用し、同日前に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行う者に係る加入金については、なお従前の例による。  
附 則(平成31年3月29日条例第18号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(料金等に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市水道事業給水条例(次項において「改正後の水道事業給水条例」という。)第24条及び附則第13項の規定は、平成31年11月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の水道事業給水条例第31条の3の規定は、この条例の施行の日以後に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行つた者に係る加入金から適用し、同日前に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行う者に係る加入金については、なお従前の例による。  
附 則(令和元年7月18日条例第56号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長崎市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請又は申込みがされるものについて適用し、同日前に申請又は申込みがされたものについては、なお従前の例による。  
附 則(令和元年9月27日条例第72号)  
この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
附 則(令和3年12月24日条例第43号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第25条関係)

(平12条例62・追加、平16条例136・一部改正)

メーターの口径	金額(1月につき)
20ミリメートル以下	円 805
25ミリメートル	1,000
40ミリメートル	2,500
50ミリメートル	4,500
75ミリメートル	9,500
100ミリメートル	16,000
150ミリメートル	33,000
200ミリメートル以上	45,000

備考

- この表は、給水装置を工事その他臨時の用に供した場合は、適用しない。
- この表に定めのないメーター口径に係る基本料金は、管理者が別に定める。
- [第23条第2項](#)に規定する期間の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合の当該期間に係る基本料金は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

別表第2(第26条関係)

(平12条例62・追加、平22条例17・一部改正)

用途	単位	金額
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 70
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	260
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	330
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	396
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70
船舶用	1立方メートルにつき	170
臨時用	1立方メートルにつき	396

備考

- 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 「公衆浴場用」とは、[公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律\(昭和56年法律第68号\)第2条](#)に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。